

Weekly Accounting Review

2009年6月10日 (No.010)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／有価証券報告書の重点審査及び状況調査について
- 監査／「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見の公表について
- 税務／第5回OECD税務長官会議（FTA）総括声明の発表について

1. 有価証券報告書の重点審査及び状況調査について（5月26日）

金融庁は「有価証券報告書の重点審査及び状況調査について」を公表しました。

http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20090526.html

これにより、決算期末が平成21年3月31日から平成21年3月30日までに到来する有価証券報告書提出会社は、有価証券報告書提出先の財務局に有価証券報告書提出期限の属する月の翌月15日までに下記の事項について調査票の提出を行う必要があります。

（1）重点審査項目

- ① 事業等のリスクについて
- ② 監査報酬の内容について
- ③ 関連当事者との取引に関する注記について

（2）状況調査項目

- ① 内部統制報告書について
- ② 国際会計基準への対応について

ショート・コメント

重点審査項目は開示上重要な事項や法令改正が行われた事項等が適切に開示されているかを審査することを目的としており、状況調査項目は制度の周知や提出会社の実情を調査することを目的としております。継続企業の前提の注記方法の改正に伴う事業等のリスクの注記については、重点審査項目の中でも特に重要な扱いがされており、当該事項について有価証券報告書提出前に十分なチェックを行う必要があると考えます。

2. 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見の公表について（6月8日）

日本公認会計士協会は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1145.html

当該意見は、上記公開草案で使用されている「外部監査」と公認会計士又は監査法人の独占業務である公認会計士法第2条第1項に規定される監査が混同されることを防止する目的として、提出されたものがあります。

3. 第5回OECD税務長官会議（FTA）総括声明の発表について（5月29日）

5月28日、29日、フランスにおいて第5回OECD税務長官会議（FTA）が開催され、議論を総括した声明（「FTA声明」）が発表されました。

<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/28.htm>

FTAにおいて承認された報告書は以下の通りであります。

（1） 金融機関に関する報告書

金融機関によって利用されている複雑な金融商品や取引を理解したり、このうち税務リスクを含むものを特定することは、税務当局にとって困難を伴う可能性があります。このことから、税務当局は①金融機関とリスク評価を共有し、②著しい不確実性を伴う場合には、早期の自主開示や論点の議論を勧め、③相互信頼関係又は協調的関係を追及することとされました。

（2） 個人富裕層に関する報告書

個人富裕層は、税務上の論点が複雑であり、影響を与える税額規模が大きく、濫用的租税回避を企てる可能性が高いと考えられます。このことから、税務当局は、税務コンプライアンス向上のために、個人富裕層担当部署の創設など、効率的にリソースを集約し、組織的改革を検討することが望ましいと考えられます。

ショート・コメント

FTAの次回会合は2010年9月にトルコにおいて開催される予定です。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp